

令和8年度外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金のお知らせ

1 事業内容

外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、外国人介護人材を受入れる（受入予定を含む。）介護サービス事業所等が実施する取組の経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助金の交付対象

	区分	補助対象経費	補助基準額 (上限)	補助率
介護サービス事業所等が実施する取組	1 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組	(1) 雇用予定の外国人介護職員が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費 (2) 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成に必要な経費 (3) 介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費 (4) 多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費 (5) 外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費 (6) 外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費 (7) コミュニケーションの促進に資するような研修（介護技能実習評価者養成講習等）の受講経費	1 事業所当たり 30 万円	2 / 3
	2 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組	(1) 外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費 (2) その他外国人介護職員の介護福祉士資格取得に資する取組に係る経費		
	3 外国人介護職員の生活支援に必要な取組	(1) 外国人介護職員の孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費 (2) 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費 (3) その他外国人介護職員の生活支援に資する取組に係る経費		
介護福祉士養成施設に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組	(1) 留学生向けの介護福祉士国家試験対策教材の作成に必要な経費 (2) 留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費 (3) 教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費 (4) その他留学生への教育の質の向上に資する取組に係る経費	1 施設当たり 30 万円	2 / 3	

3 補助金交付までの流れ

交付決定前事業着手に係る協議

やむを得ない事情等により、県からの交付決定前に事業着手する場合は、事前に協議する必要があります。

【提出書類】

補助金交付決定前事業着手に係る協議書

【やむを得ない事情等の例】

- ・ 外国人職員が受講する介護職員初任者研修の受講料の支払期限が〇月〇日までであり、県の交付決定を待っていては期限に間に合わない。
- ・ 4月当初からアパートに入居する外国人職員に対し、家賃補助を行う必要がある。

1) 補助金交付申請書等を県長寿社会課に提出

【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号別紙1-1又は1-2）
- ③ 所要額調書（様式第1号別紙2）
- ④ 見積書
- ⑤ 補助事業に係る収支予算書
- ⑥ その他知事が必要と認めるもの
 - ・ 外国人介護人材の受入れ（予定）を行っていることが分かる書類（介護福祉士養成施設の場合は、外国人留学生在籍していることが分かる書類）

※ Word や Excel のデータは、PDF に変換せずそのまま提出ください。

【提出期限】

令和9年1月29日（金）必着

※ 予算額の上限に達した場合、期限前でも締め切ることがあります。

2) 補助金の交付決定

補助金の変更（中止、廃止）承認申請

次のいずれかに該当する場合、補助金の変更（中止、廃止）承認申請が必要です。

- ・ 様式第1号別紙2に掲げる総事業費の30パーセントを超える増減
- ・ 補助事業の中止又廃止（事業の対象となる留学生から奨学金が返還された場合を含む）
- ・ 上記に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

【提出書類】

- ① 補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）
- ② 交付申請の際に提出した書類のうち変更のあるもの
- ③ その他知事が必要と認めるもの

※ Word や Excel のデータは、PDF に変換せずそのまま提出ください。

【提出期限】

事業の変更（中止、廃止）を行う14日前まで

補助金額が1円でも変わる場合、変更承認申請が必要になりますので御留意ください。変更となる可能性がある場合や判断に悩む場合は、事前に長寿社会課まで御相談ください。

③ 補助金請求書等を県長寿社会課に提出

【提出書類】

- ① 補助金実績報告書（様式第3号）
- ② 事業実績報告書（様式第3号別紙1-1又は1-2）
- ③ 所要額精算調書（様式第3号別紙2）
- ④ 補助金請求書（様式第4号）
- ⑤ 支払いがわかるもの（写し）
- ⑥ 補助事業に係る収支決算書
- ⑦ その他知事が必要と認めるもの
 - ・ 外国人介護人材の受入れ（予定）を行っていることが分かる書類（介護福祉士養成施設の場合は、外国人留学生在が在籍していることが分かる書類）
 - ・ （物品等を購入した場合）納品書、請求書

※ Word や Excel のデータは、PDF に変換せずそのまま提出ください。

【提出期限】

事業が完了した日から起算して30日以内 又は **令和9年3月31日** のいずれか早い日

※ 事業が完了した日＝支払いが完了した日

例1) 令和8年9月30日に事業完了 → 令和8年10月29日までに提出

例2) 令和9年3月10日に事業完了 → 令和9年3月31日までに提出

④ 補助金の交付

実績報告書類の受領から補助金の交付まで、2週間程度かかります。

【提出及びお問合せ先】

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護人材確保担当

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

TEL : 019-629-5444 FAX : 019-629-5439

E-mail : kaigo-jinzai@pref.iwate.jp